



平成 21 年 10 月 21 日

各 位

東京都新宿区西新宿一丁目 25 番 1 号
株式会社 B B H

(URL <http://www.bbanc.co.jp>)

代表者名 代表取締役社長 大島 剛生
(コード番号：3719)

問合せ先 管理本部長 江口 航
電話番号：03-3348-8380

訴訟の提起（経過）に関するお知らせ

平成 21 年 9 月 28 日付け「訴訟の提起に関するお知らせ」のとおり、当社はチャンスラボ株式会社より損害賠償を求める訴訟を東京地方裁判所に提起されている旨を開示しておりますが、本日、東京地方裁判所より訴状が送達されましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 訴訟のあった裁判所及び年月日
東京地方裁判所
平成 21 年 9 月 28 日

2. 訴訟を提起した者
商号 チャンスラボ株式会社
所在地 東京都中央区銀座 7 丁目 13 番 10 号 日本興亜銀座ビル 8 階
代表者 代表取締役 小澤 雅治
(以下「原告」といいます。)

3. 訴訟の対象者
(1) 法人 株式会社 B B H
(2) 個人 ①当社元代表取締役（大島一成氏）
②当社元代表取締役（田原弘之氏）
③他当社元取締役 1 名
((1) (2) を総称し、以下「被告ら」といいます。)

4. 訴訟の内容
平成 21 年 9 月 28 日付け「訴訟の提起に関するお知らせ」において記載しております以下の (1) 請求の内容と (2) 請求原因の概要について、本日送達の訴状の内容との齟齬はありません。

(1) 請求の内容

複合商業施設「中野サンプラザ」の再開発事業として、原告を始めとする複数社と同施設の運営会社である株式会社中野サンプラザ間で取り交わされた 10 年間の同施設運営継続を前提とする投資契約が、被告らの不法行為により実現不能となったことに伴い、被告らに対して原告の得べかりし利益 260 百万円、及びこれに対する本件投資契約が履行不能になった日である平成 20 年 12 月 22 日から支払い済に至るまで年 5 分の割合による遅延損害金を請求するものであります。

(2) 請求原因の概要

平成 16 年 11 月、株式会社 B B H の当時の代表取締役であった大島一成氏は、原告を始めとする複数社に対して中野サンプラザの運営会社である株式会社中野サンプラザへの出資勧誘を行った結果、原告は 100 百万円の出資を決定すると共に、株式会社 B B H も株式会社中野サンプラザの筆頭株主である大株主となりました。

しかしながら、平成 19 年 5 月頃、同氏が代表者を務めていた当時の株式会社 B B H と株式会社中野サンプラザとの間での不適切な取引等が発覚したことにより事業継続が困

難となり、当該事業から撤退を余儀なくされたことで本件投資契約の実現が不能となり、得べかりし利益が発生したものであります。

なお、田原氏並びに他1名については、株式会社BBHの役員として本件投資契約の実現が不能となることが決定的となる当該事業からの撤退を中野区に申し入れるなどしたことを原因に被告に加えております。

5. 今後の見通し

原告からの請求原因において、当社と株式会社中野サンプラザとの間での取引について述べられておりますが、当社といたしましては、同社との間に不適切な取引はなく、損害賠償義務はないことを主張し、争う方針であります。

また、本件による当社の連結業績への影響は現段階では明らかではありません。影響が出ることとなった場合には速やかにお知らせいたします。

以上